

四半期開示項目について（概要）

2006年7月18日

【基本的な考え方】

1. 45日以内での開示（レビュー含む）という実務的制約を十分踏まえた基準とすべき。
2. 米国規則 S-X の内容を参考としつつ検討すべき。
3. 中間（連結）財務諸表を超える事のない開示内容とすべき。

【四半期財務諸表】

1. 四半期貸借対照表、四半期損益計算書は、当面、累計情報の開示からスタートさせ、米国規則程度の要約情報とする。
2. 四半期キャッシュ・フロー計算書に関しても、米国規則程度の要約開示とする。

【注記】

1. 会計処理の変更（基準（2）（3）（4））
  - （1）影響額は税引前当期純利益に対する影響額とすべきである。
  - （2）直前事業年度と当該四半期会計期間の両方は必要ない。リステートの議論が終わった段階で、いずれか一方とすべきである。（基準（2）（4））
2. 簡便的な会計処理（基準（5））
  - （1）四半期連結財務諸表の作成には簡便な会計処理の採用が認められており、全ての記載を求める必要はない。記載を求めるのは、簡便な会計処理のうち、処理方法に選択肢があるものに限定すべき。（例：原価差異の繰延処理と後入先出法）
3. セグメント関連（基準（6））
  - （1）内部売上高又は振替高と外部顧客に対する売上高とを区分する必要はなく、合算でよい。
  - （2）ひな型サンプルに営業費用が示されているが、不要と思われる。
  - （3）「事業の種類別セグメント情報に係るセグメント資産に著しい変動があった場合にその概要」の開示を求めているが、これは中間以上の開示になるため、削除すべきである。
4. 1株当たり情報（基準（7））
  - （1）四半期での算定基礎の開示は不要と思われる。
5. 1株当たり純資産（基準（8））

審議事項(7) -3  
経団連からの要望書

- ( 1 ) 四半期での算定基礎の開示は不要と思われる。
  - 6. 新株予約権、ストック・オプション ( 基準 ( 9 ) )
- ( 1 ) 四半期での開示は不要と思われる。
  - 7. 新たに付与したストック・オプション ( 基準 ( 10 ) )
- ( 1 ) 新たに付与した場合かつ著しい希薄化効果がある場合に限り記載することとする。
  - 8. 株主資本の重要な変動 ( 基準 ( 12 ) )
- ( 1 ) 変動事由ごとの影響額の開示は不要であり、著しい株主資本の変動があった場合に限り、定性的な要因説明を行うこととする。
  - 9. 継続企業的前提 ( 基準 ( 13 ) )
- ( 1 ) レビューの手続や会計士の責任、担保の実効力と照らし合わせて検討をすべき。著しく重要な変動が起こった場合に限定すべき。
  - 10. 引当金 ( 基準 ( 15 ) )
- ( 1 ) 他の科目と同様の重要性判断とすべき。
  - 11. 企業結合・事業分離 ( 基準 ( 17 ) ( 18 ) )
- ( 1 ) 重要性の基準を設けるべき。
  - ( 2 ) 当該部分のみ詳細過ぎであり、基準全体の中でバランスを欠いているのではないか。
- 12. 重要な後発事象 ( 基準 ( 19 ) )
  - ( 1 ) 事務局案に反対。提出期限までに修正が困難な場合には、翌四半期で注記を行ってはどうか。
- 13. その他の事項 ( 基準 ( 21 ) )
  - ( 1 ) 四半期開示の迅速性から、有価証券、デリバティブ取引の開示は不要である。
  - ( 2 ) 減損損失に関する注記は、概要のみの記載とする。
  - ( 3 ) リース取引関係は、リースが当該企業の基幹事業に占める割合が大きく、かつ、著しい変動がある場合に限り開示することとすべき。

以 上